

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 30 日

条例第13号

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例(平成28年浅口市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和10年 3 月 31 日」に改め、「償却資産」の次に「(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。